

# 教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

年 月 日

海南省福祉事務所長様

教育・保育給付認定(現況)の申請内容に変更がありますので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

## 1. 保護者・児童について(すべてご記入ください)

申請者 (保護者)	住所			
	保護者氏名		電話番号	
児童	児童氏名	生年月日	利用(希望)施設名	状況
		年月日		在籍・申請中
		年月日		在籍・申請中

## 2. 変更内容(該当する変更項目(□)にチェックし必要事項をご記入ください)

区分	項目	変更申請・届出の内容			必要書類
2号・3号のみ	□ 就労状況	<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 就労先 <input type="checkbox"/> 就労時間 <input type="checkbox"/> 勤務場所 変更年月日: 年月日			就労証明書(自営業・農業・内職の場合は添付書類必要)
	□ 退職・廃業(求職活動)	離職日 (廃業日)	年月日		就労予定申立書 (他の理由で継続利用予定の場合は不要)
	□ 出産予定(妊娠・出産)	出産予定日	年月日 (育児休業取得予定 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)		母子手帳の写し (表紙と出産予定日のページ)
	□ 育児休業取得	育児休業 取得期間	母	年月日から 年月日まで	育児休業取得(延長)証明書
			父	年月日から 年月日まで	
	□ 産休・育休からの復職	復職日	年月日		産休: 就労証明書(産前産後休暇の期間が明記されたもの) 育休: 復職証明書
□ 上記以外の保育を必要とする事由の変更	<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 (年月日～)			介護申立書、診断書、カリキュラム等の保育を必要とすることが分かる書類	
各号共通	□ 海南省内の転居	海南省 転居年月日: 年月日			
	□ 世帯構成	<input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他( )			結婚: 新たに保護者となった方の就労証明書等、マイナンバーの分かる書類(転入者のみ) 離婚: 離婚日が分かる書類(戸籍謄本等)
	□ その他	具体的に:			

- \* **変更が分かった日から1か月以内に**必要書類と併せてご提出ください。 本届がなく、認定内容と異なる事実が判明した場合、退所(園)となったり、次年度の継続利用ができなくなったりする場合があります。
- \* この申請書では、認定こども園における教育・保育給付認定区分の変更(教育認定(1号) ⇄ 保育認定(2号))はできません。別途、「教育・保育給付認定(現況)申請書兼施設利用申請書」等の提出が必要です。
- \* 教育・保育給付認定の変更(保育標準時間 ⇄ 保育短時間)は、原則として申請のあった月の翌月1日からの変更となります。
- \* 世帯構成や保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更に伴い、翌月からの利用者負担額が変更になる場合があります。
- \* 求職活動中、育児休業中の保育時間は、「保育短時間(08:30~16:30)」になります。
- \* 出産後、復職を前提としない育児休業取得または就労しない場合は、期間終了後の継続利用はできません。
- \* 在園児童の弟妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を「保育標準時間」に変更する場合もこの申請が必要となります。(延長保育もあわせて必要な場合は、別途延長保育の申請も必要となります。)
- \* ご不明な点は、子育て推進課(073-483-8582)までお問い合わせください。